

議案第13号

事業契約（鳥取県立美術館整備運営事業）の締結及び公の施設の指定管理者の指定（鳥

取県立美術館）についての議決の一部変更について

次のとおり事業契約（鳥取県立美術館整備運営事業）の締結及び公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立美術館）についての議決（令和2年3月24日議決）の一部を変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年9月16日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変	更	後	変	更	前
1 事業契約の締結 (4) 契約金額	14,438,047,372円		1 事業契約の締結 (4) 契約金額	<u>14,265,981,372円</u>	